附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（研究所債券とみなされた緑資源債券についての読替え）

2　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第七条の規定により法第十五条第一項の規定による研究所債券とみなされた緑資源債券についての第一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「長期借入金又は研究所債券」とあるのは「研究所債券」と、同項第二号中「よる」とあるのは「より前号に掲げる研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した」と、同条第二項第一号中「掲げる長期借入金又は研究所債券」とあるのは「掲げる研究所債券」とする。

農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百五十七号」を「第百六十九号」に改め、同条に次の十二号を加える。

百五十八　地域再生戦略交付金
百五十九　地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
百六十　地域女性活躍推進交付金
百六十一　地方消費者行政推進交付金
百六十二　生活基盤施設耐震化等交付金
百六十三　保育所等整備交付金
百六十四　森林整備加速化・林業再生整備交付金
百六十五　森林整備加速化・林業再生推進交付金
百六十六　廃棄物処理施設整備交付金
百六十七　鳥獣捕獲等事業交付金
百六十八　福島原子力災害復興交付金
百六十九　中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
環境大臣　望月　義夫

漁業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十五号

漁業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業近代化資金融通法施行令（昭和四十四年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「十五年」を「二十年」に、「七年」を「十年」に改め、同表第二号中「同項第十号」を「同号」に改め、同表第四号中「五年」の下に「（定置網（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、十年）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第二号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める期限については、なお従前の例による。

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十六号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び第三十条の二、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の六第二項、第十条、第十二条の二第二項及び第十五条の二第一項並びに臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十二条の二第一項及び第十二条の三第一項の項中「及び第十二条の三第一項」を「、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項」に改め、同表第二十九条第三項第二号及び第四項第二号の項中「及び第四項第二号」を「、第四項第二号及び第五項第二号」に改める。

第三条第一項中「及び第四項（第三号に係る部分に限る。）」を「、第四項（第三号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

第四条の三の見出し中「特定機能病院」を「特定機能病院等」に改め、同条中「特定機能病院」の下に「又は臨床研究中核病院」を加える。

（歯科技工士法施行令の一部改正）

第二条　歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（免許に関する事項の登録等の手数料）

第一条　歯科技工士法（以下「法」という。）第九条の六第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者　四千七百五十円
二　歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付を受けようとする者　二千八百五十円